

第765回

東京都青少年健全育成審議会

議事録

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和8年2月9日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子 委員

天日 隆彦 委員

渡瀬 昌彦 委員

石川 知春 委員

伊藤 廣幸 委員

加藤 美恵子 委員

関口 哲也 委員

うすい 浩一 委員

関口 健太郎 委員

早坂 義弘 委員

藤井 あきら 委員

柳川 雅彦 委員

佐久間 和美 委員

矢ノ目 真展 委員

伊藤 貴行 委員

馬神 祥子 委員

高島 由紀子 委員

【事務局】

若年支援事業担当部長 村上 章

若年支援事業課長 山本 理

(午後 3 時 30 分開会)

○若年支援事業課長 本日の傍聴人でございますが、傍聴人は 9 人、内、オンラインによる傍聴人は 0 人となっております。今しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

○若年支援事業課長 それでは審議会を初めさせていただきます。現在御出席いただいております委員の方は 17 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから「第 765 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、まず議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 条例に基づく事務の施行経過等について、説明いたします。まず、「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいと存じます。

前回の審議会以降の 12 月 8 日から 2 月 8 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。前回審議会の御意見を踏まえまして、一誌を 8 条指定図書類とすること、及び優良映画については一作品を推奨することを決定いたしました。12 月 11 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、8 条指定図書類については、12 月 12 日に告示、優良映画については 12 月 16 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を 47 回開催いたしました。

また、本日の諮問に先立ちまして、2 月 4 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関する御意見を頂いております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聞き取り結果」としてまとめ、調査・審議

事項の資料に添付しておりますので、後ほど御説明させていただきます。

2 ページ及び3 ページをご覧ください。過去1 年間における条例の適用状況をお示ししております。2 ページには、過去1 年間の8 条指定図書類の指定実績を、3 ページには、過去1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。8 条指定図書類については、過去1 年以内に指定を6 回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社はございません。

続きまして、4 ページから5 ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の12 月から1 月分の活動状況でございます。1 月までに委嘱しております協力員は689 名です。12 月の活動者数は68 名、調査店舗数は314 店舗でございました。1 月の活動者数は45 名、調査店舗数は170 店舗でございました。

確認する図書類は、「8 条指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3 種類です。この3 種類の図書類について協力員の調査結果を、それぞれ表に示しています。

12 月におきましては、8 条指定図書類につきましては、包装がされていない店舗が1 店舗ございました。表示図書類につきましては、包装がされていない店舗が3 店舗、区分陳列がされていない店舗が1 店舗ございました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示が無かった店舗が1 店舗ございました。

1 月におきましては、表示図書類につきましては、区分陳列がされていない店舗が3 店舗ございました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が3 店舗ございました。

なお、12 月におきまして、8 条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査が一件ございましたが、職員が立ち入り調査を行ったところ、該当する図書はございませんでした。

続きまして、6ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。6ページには12月分、7ページには1月分の実施状況をそれぞれ記載してございます。

12月分でございますが、一番目の表、書店等への立入調査では、表示図書類の取扱い不適切な店舗が1店舗ございました。三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年のPC利用時のフィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。

1月分でございますが、三番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年のPC利用時のフィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。問題があった店舗につきましては、いずれも、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続きまして、8ページから9ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況でございますが、1月に廃止届が2台ございました。自動販売機立入調査については、12月及び1月は実施しておりません。事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 御説明ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問等ございますか。

それでは、御質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、8条指定図書類についての諮問、及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階で御退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○会長 それでは、再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは、本日の諮問事項について説明いたします。皆様

のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております、資料に沿って御説明いたします。計2誌の8条指定図書類についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1205号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和7年11月26日から令和8年1月26日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計208誌のうち、8ページ、9ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が、「ジュネットコミックス472 ピアスシリーズ682『お隣さんはオトナ失格の泣き虫マゾ!』」、令和8年2月5日にジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定は1回でございます。

番号2が、「POE BACKS BABY COMICS『へんたいきぐるみといっしょ』」、令和8年1月10日に株式会社ふゅーじょんぷろだくとより発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの、でございます。購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、2月4日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページ、4ページに取りまとめてございます。まず、3ページをご覧いただきたいと存じます。当日は16名の方が出席されました。

番号1「ジュネットコミックス472 ピアスシリーズ682『お隣さんはオトナ失格の泣き虫マゾ!』」でございます。自主規制団体の御意見としましては、「指定やむなし」の意見が8名です。その主な内容は、一番上ですが、「お仕置きと

称して、お尻をたたき、自分の思い通りに相手を誘導していく、暴力的な表現と言ってもいいし、人格否定的と言ってもいい。性器は白抜きしているがシーンによっては形状も分かりやすく体液描写もある。生活改善という名目としているが少し変な感じも受ける。全体として見て、指定該当やむなし。」などでございます。「指定非該当」の方は6名で、その内容は、下から2番目をご覧ください。「お尻を強く叩くというシーンが多いが、暴力性が高いというよりは、信頼関係を有する二者間での性的嗜好に基づく性行為の一環なので、許容範囲。性行為描写は多少、性器の形態は分かるものの、白抜きで表現・描写するという技法により露骨な生々しさは抑えられている。指定非該当。」などでございます。保留の方は2名いらっしゃいました。

続きまして、4ページをご覧ください。番号2「POE BACKS BABY COMICS『へんたいきぐるみといっしょ』」でございます。自主規制団体の御意見としましては「指定やむなし」の意見が12名です。その主な内容は、上から5番目ですが、「しっかりと性器が描写されており、性交シーンもリアルに描かれている。BLの設定としてはあまり見られないストーリーなだけに、余計に性描写が強く印象に残ってしまう。指定該当やむなし。」などございます。「指定非該当」の方は4名で、その内容は、下から3番目ですが、「やり方は問題あるにせよ、好きな思いが愛を勝ち取ったという見方をすることができるので、内容的にはコメディタッチで許容できる範囲だと感じた。少し性器描写で行き過ぎなところもあるが、量的には少なく、こちらも許容だと判断した。指定非該当。」などございます。保留の方はいらっしゃいませんでした。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明について、質問はございますでしょうか。

それでは、特によろしければ、それぞれ調査に入ってください。

(図書審査)

○会長 それでは皆さま、図書はご覧いただけましたでしょうか。それでは、各委員から御意見をお伺いしてまいります。本日、2冊ございまして、題名が長いので、最初の「お隣さんはオトナ失格の泣き虫マゾ！」が番号1、それから、「へんたいきぐるみといっしょ」が番号2ということで、番号1が該当か非該当か、番号2が該当か非該当か、というような形で、御意見を頂ければと思います。

それでは、まず、D委員からお願いします。

○D委員 まず、一つ目ですが、前半の分に関しまして暴力的な部分がかかなりあるかなと感じます。また、後半に関しましては、性行為の描写がかかなり続いていますので、指定該当やむなしと判断しております。

二つ目ですが、着ぐるみ等でコメディタッチになっていますが、性器の描写だとか性交シーンもリアルに描かれていますので、こちらの方も指定該当やむなしと思います。以上です。

○会長 矢ノ目委員、お願いします。

○矢ノ目委員 まず、番号1の方は、暴力を不当に賛美とまでは言いませんけれども、マゾヒズムという文脈で、支配・服従や、痛みと快楽を結びつける描写がみられました。未熟な模倣行為の懸念や青少年の性の理解を歪めかねないため指定をお願いいたします。

2点目は、番号2の方は、男性器を隠せていないですし、性行為が露骨に描写されていますので、青少年が閲覧するには卑わいであると感じました。こちらも指定をお願いいたします。以上です。

○会長 F委員、お願いします。

○F委員 1の「泣き虫マゾ」ですが、こちらは、暴力的行為、性的行為を暴力行為とみなすかは見方がかなり分かれるところではなかろうかとは思いますが、一応、恋愛感情が発展していく形で描かれていますので、不快感はそれほど無いかなと思いました。しかし、性器がほぼ形状通りに描かれている箇所が何箇所かあ

りまして、ここはあまりに露骨ではないかと感じました。結論としては、指定該当やむなしと思います。

2の「きぐるみ」ですが、性交シーンが描かれているページ数そのものは意外と少ないので、全般該当とは言い難いのかもかもしれません。ただ、「泣き虫マゾ」、1の作品以上に性器が生々しく描かれていて、許容範囲を超えていると判断せざるを得ません。該当やむなしとしたいと思います。以上です。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 1ですが、私は前半読んだ時はそこまでではないかなと思ったのですが、後半6話目7話目あたりが、やはり性交シーンがちょっと多いので、これは指定該当やむなしとせざるを得ないかなと思っております。

2冊目ですが、こちらは私、これは迷ってしまして、自主規制団体の聞き取り結果でもあったのですけれども、卑わい感を感じるかどうかというところの判断が、非常にちょっと難しいなと思ってしまして、一方で、他の委員が指摘しているような、性器の消しが甘いというところがあるかなと思ってしまして、これは保留とさせていただきたいと思っております。

1点だけ加えさせていただきますと、両方共全編大部分というのは、そうではないのではないかというのは改めて思います。以前に定義の説明があったので、どうかと思うのですけれども、全編大部分というのは言いづらいなとは思いますが、以上です。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 まず1番目ですけれども、人格否定と言える場面があることと、お仕置きと称して体罰的な場面もあります。性器のぼかしがとても曖昧で精神的な面での脅迫感も感じられますので、指定該当でお願いいたします。

2作目ですけれども、性器の描写の消しが甘いです。人格否定や薬を使用するなどというところは見られないのですが、性交の描写が多く露骨であり、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 伊藤貴行委員、お願いします。

○伊藤貴行委員 1 冊目につきましては、やはりお尻をたたく表現が少し暴力的だと感じますし、特に後半、性描写が多くて、体液の描写も生々しく描かれていますので、指定該当やむなしだと思います。

2 冊目に付いてはとにかく性器の消しが甘いので、指定該当やむなしでお願いします。

○会長 I 委員、お願いします。

○I 委員 1 冊目は、男性器が白抜きながら形、形状がはっきり分かるということと、性交中の体液、擬音の描写も激しく描かれておりますので、指定該当でお願いいたします。

2 冊目はコミカルな設定ではあるものの、行為中の男性器がしっかり描かれておりますので、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 1 冊目の方は、特に後半部分について性描写が多くなり、またリアルな描写が多いということから指定該当やむなしかと思えます。

2 冊目につきましては、性器の修整が不十分な箇所が多く、また、表現もリアルなところがありますので、指定該当と私も考えます。以上です。

○会長 J 委員、お願いします。

○J 委員 まず1 冊目ですが、頻繁に出てくるお尻をたたくお仕置きシーンをどう考えるか微妙なところですが、性器の消しの甘さや、体液描写、それから後半の性交シーンを考えますと、やはり、指定該当やむなしだと思います。

それから、二つ目の着ぐるみの方ですが、かわいらしい着ぐるみを着ている分、かえって露骨に卑わいさが伝わってきました。性交シーンの過激さや性器の描写を考えると、こちらも指定該当やむなしでお願いします。以上です。

○会長 佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 1 作品目ですけれども、私も皆様と同様の理由で全体として見れ

ばやはり指定該当やむなしと思います。

それから、2作目につきましても、今おっしゃっていたとおり、コメディタッチと言いますか、かわいらしい表現になってるところも、逆に少し気になるところでございまして、指定該当やむなしとしたいと思います。

○会長 G委員、お願いします。

○G委員 2誌とも、区分陳列としていただきたいと思います。1誌目ですが、自主規制団体からの聞き取り結果を見ると、指定該当が8人、保留が2人、指定非該当が6人と割と分かれているように思いますが、私の価値観とは随分違うなと思いました。以上です。

○会長 高島委員、お願いします。

○高島委員 まず1冊目、指定該当やむなしでお願いしたいと思います。暴力で相手を支配するということが描かれておりますので、青少年に対して与える影響が大変大きいと思いました。また、性描写もリアルというのがその理由です。

2冊目も指定該当やむなしとさせていただきたいと思います。やはり性器の消しが甘く、性交シーンも非常に、ぬいぐるみ着ている分、逆にリアルな感じがしたということがありますので、お願いいたします。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 お尻をたたくシーンなどがあるのですけれども、それが直接的な暴力的シーンや、人格否定とは、言いがたいと考えております。性器の修整などに関しては、配慮されてると考えますので、非該当でお願いいたします。

二つ目です。全体的にコミカルなタッチだったと考えます。性器の修整が多少甘いなというところは感じましたが、露骨な性描写も抑えられているかなということを考えます。人格否定や暴力性は無いものと考え、非該当でお願いします。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 私は、1誌目も2誌目も指定該当と判断いたします。以上です。

○会長 C委員、お願いします。

○C委員 1番目ですが、性器の修整はされているものの、修整は、縁が描かれていて、形が分かる。性描写の分量は多くはないのですけれども、後半に急激に増えてくると。体罰のような印象も受けるので、指定該当でお願いします。

2番の方は、全体的にコミカルタッチで描かれていておりますが、卑わい感があるかどうかというのは少し判断が難しいとは思いますが、性器の修整が甘いというところもありますので、性描写もありますし、指定該当でお願いします。

○会長 会長代理、お願いします。

○会長代理 1番目は、暴力を不当に賛美するというところがあります。それからやはり、著しく性感情を刺激する、卑わいな感じを与えるというところにも該当すると思いますので、指定該当でお願いします。

2番目ですけれども、回数はそれほどではないのですけれども、性的行為を露骨に描写していると、明らかにそれに該当する部分がありますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。私も、1冊目、暴力シーンと性描写のリアル、また、2冊目についても、修整の甘さ等で、どちらも指定やむなしと思いました。

皆様から御意見を頂きましたが、1冊目の『お隣さんはオトナ失格の泣き虫マゾ！』につきましては、1名の委員が非該当ですが、残りの方は、指定該当ということでございました。また、番号2の方の、『へんたいきぐるみといっしょ』につきましては、1名の方が非該当、1名の方は保留でしたが、残りの委員の方は指定該当ということでございましたので、今回諮問された図書類については「指定該当」と答申をしてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、2誌指定ということで答申させていただきます。

それでは、議事を進めさせていただきます。続いて、優良映画の推奨について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援事業課長 それでは、「優良映画の推奨について」説明いたします。

資料 12 ページをご覧ください。優良映画等の推奨に関する条例等を記載しております。条例施行規則の第 2 条、1 号から 6 号のいずれかに該当するものであれば、推奨することとなります。

資料 13 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第 1204 号でございます。今回は 2 作品を諮問いたします。1 作品目は『アメリと雨の物語』、制作者は記載のとおりでございます。令和 8 年 3 月 20 日から TOHO シネマズ日比谷ほかでの公開を予定しております。2 作品目は『私たちの話し方』、制作者は記載のとおりでございます。令和 8 年 3 月 27 日から新宿武蔵野館ほかで公開を予定しております。

1 作品目『アメリと雨の物語』の申請内容でございますが、15 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは、申請者からの申請内容でございます。対象区分は小学生、中学生及び高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおり。また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては第 2 号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第 3 号「青少年の人を慈しみ、大切に作る心を育てるもの」、第 4 号「青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるもの」、第 5 号「青少年の思考力、批判力または観察力を養うもの」、第 6 号「前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するもの」という申請内容でございます。

16 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、ページ下段にございます通り、該当項目は第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、対象区分は、青少年、主として小学生、中学生、高校生を健全に育成する上で有益であると認め、小学生、中学生、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。

続きまして 2 作品目、『私たちの話し方』の申請内容でございますが、18 ペー

ジから 19 ページをご覧くださいと存じます。こちらは、申請者からの申請内容でございます。対象区分は小学生高学年、中学生及び高校生、推奨にふさわしい理由は記載のとおり、また、「青少年の健全な育成に有益とする」該当項目としましては、第 1 号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第 2 号「青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つもの」、第 3 号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」、第 5 号「青少年の思考力、批判力または観察力を養うもの」という申請内容でございます。

20 ページをご覧くださいと存じます。こちらは事務局の案でございます。事務局の案といたしましては、条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、ページ下段でございますとおり、「該当項目」は第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号、対象区分は、青少年、主として小学生高学年、中学生、高校生を健全に育成する上で有益であると認め、小学生高学年、中学生、高校生を対象に推奨を行うことといたしました。

説明は以上でございます。

○会長 ただいまの事務局の説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。B 委員、どうぞ。

○B 委員 最初の方なんですけれども、6 番のその他というのが、入っていると思うんですけれども、これはどういったものが対象になるのでしょうか。推奨の基準の第 6 号、前各号に掲げるもののほか、健全な心身の成長に資するもの、とあると思うんですけれども、これは具体的には何かありますか。

○若年支援事業課長 事務局の見解でよろしいでしょうか。

○B 委員 はい、事務局の見解をよろしくお願いします。

○若年支援事業課長 16 ページをご覧くださいますと、1 番下、独創的な世界観や想像力を持ったアメリの個性を尊重し、子供たちの自由で豊かな想像力や感性を育むことの重要性を伝えるものであり、青少年の健全な心身の成長に資するものである、といたしまして、この第 6 号も当たるのではないかという事務局案で

ございます。

○B委員 ありがとうございます。

○会長 それでは、先ほどの図書と同じように、番号1が「アメリと雨の物語」、番号2が「私たちの話し方」、で推奨するかしないか、それから事務局案の対象区分、項目について御意見をお願いいたします。

それでは、D委員、お願いします。

○D委員 まず一つ目の作品ですけれども、推奨でお願いしたいと思います。基準等は事務局案どおりで結構だと思います。主人公のアメリが、2歳半まで無反応だった彼女が、あるきっかけをもとに、世界に心を開いて、家族、家政婦のニシオさんや、家族との日常をキラキラした冒険に変えていく姿は、非常に、胸を打たれるものでした。また、今の子供たちは、SNSだとか勉強など、常に正解だとか結果を求められる忙しい日々を送っていますけれども、そんな中でこの映画が描く日常の中の魔法を見つける力や、自分を神様だと信じるほどの自由な想像力は子供たちの自己肯定感を優しく育てているというように思います。1960年代の神戸という、日本を舞台にしている中で、ベルギー人の女の子が育つ物語ということで、背景も親しみやすく、自然な形で異文化交流の尊さを学べる点も素晴らしいと感じます。

2作品目ですけれども、こちらの方も推奨で、事務局案どおりの基準で結構だと思います。この映画は障害、聴覚障害を持つ3人の若者の葛藤を描いた物語ということで、これを単なる障害を知るための映画ではなくて、相手の心を本当の意味で理解しようとする大切さを学べる作品じゃないかなと思います。作品の中では、手話や口話、人工内耳など、登場人物によって話し方が全く異なる。それゆえに生ずるすれ違いだとか、社会に溶け込もうとする姿は、思春期特有の自分の居場所を探していることと重なるので、中高生にとっても深く響くんじゃないかなと思います。何よりこの音響の工夫という部分では、私自身も、こんなように聞こえるのかなということで、耳が聞こえづらい方の感覚を、疑似体験できる

演出があったのも、驚かされるものであり、教えられたかなと思いました。以上です。

○会長 矢ノ目委員、お願いします。

○矢ノ目委員 まず1作目は、主人公のアメリカ自身が、視点や感覚を軸に、家族や周囲の大人との関わり、環境の変化、言葉にならない感情の揺らぎが丁寧に表現されていると感じました。当初はいじわるな存在として映る兄のアンドレやカシマさんが、人並みに優しさを持つ人物であり、アメリカがその優しさに救われる過程は、他者を一面的に判断せず、その背景に思いを巡らせることの大切さも示していると感じています。対象区分は、吹き替えがあるため低学年でも視聴可能ですが、アニメーションとしては面白いのですけれども、やっぱりこの低学年がこの作品を見て、理解するには少し難しいなと感じましたので、対象区分は小学校高学年以降が適当と考えています。推奨項目は、私も6号は少し分かりにくいかなと感じましたので、3、4、5が適当と思いますが、ここの点は抽象的なものなので、事務局案で構いません。

2作目についてです。こちらの作品は聴覚障害を持つ作品ですけど、最近、推奨の作品としては多いかなというように感じました。トレンドなのでしょうか。こちらは、若者が自身のアイデンティティとどのように向き合うのかっていうのが音響も含めて、かなり繊細に表現されていると感じました。また、聴覚障害を持っている人の当事者の意見を大切にするという視点も評価できます。これも余談ですが、今回の推奨申請書は、推奨にふさわしい理由を非常にこう分かりやすく記載されていたので、審査する側も申請者がどのような点を、どの推奨項目に考えているのかという意図を理解した上で審査することができました。なお、内容は変えるにせよ、今後の申請者をお願いしたい記載例だなと感じております。対象区分、推奨項目は、いずれも事務局案で賛成いたします。

○会長 F委員、お願いします。

○F委員 まず、アメリカの方ですけども、極めて特徴的である輪郭線の無い叙

情的な作画のスタイルが非常に効果的で、生と死、それから、人生の儚さをテーマにしたこのアニメの魅力を際立たせていると思います。時代考証や日本文化への目配りとリスペクトも行き届いています。ニシオさんとアメリの心の交流、それから、カシマさんとアメリとの反目と和解も丁寧に描かれていて、説得力がある。青少年が生と死や人生の不条理を考えるための優れた教材であり、推奨に値すると思います。

それから2作目の『私たちの話し方』。まず、現在一般的に使われている手話が、かつては、聴者、聞こえる人、聴者や行政当局から排除されていて、社会的に認知されたのがつい最近であることを私は知らずにいました。したがって、非常に驚きました。これは、香港だけでなく、どこの社会にもある、ある程度共通する状況でしょう。その歴史の中で、主たる登場人物のろう者3人が、それぞれのコミュニケーションスキルを確立していく青春群像が、見るものに重い問題提起を投げかけます。人工内耳の使用に対する三者三様の向き合い方は、健常者の立場でも、「ああ、こういう見解の相違はありがちだよな。」と思わせます。

『みんなおしゃべり!』、『ぼくの名前はラワン』、そしてこの映画。このところ、ろう者の世界を描いた映画が続きましたが、それぞれ非常に優れた作品でした。この映画も障害者とどのように付き合うべきか、彼らはどんな状況で生きているのかを知るために、ぜひ若者に見てほしい作品。推奨に値します。

両作品とも対象区分、該当項目は提案どおりで結構です。以上です。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 まず、両作品とも非常に素晴らしい作品だなと思っていました。推奨に値するのではないかと思いました。それぞれ少し、意見を述べさせていただきたいのですが、まず、アメリの方なのですが、最初、始まりのところ、神とか出てきて、何の話をしてるのか一瞬、なかなか捉えるのが難しいなと思いながら見ている、少し話が飛んでしましますが、映画の推奨に上がってくるときに、アニメはなかなか難しいなと思うことも多かったです。見るうちにだんだんと中

に引き込まれていって、そして、シナリオとかストーリーも、非常に練られておりますし、生と死が描かれていて、アメリカがその世界を理解していくと言いますか、祖母の死やニシオさんとの関わりの中で色々と理解をしていくというところが非常に分かりやすく描かれていて、本当に素晴らしい作品だなと思いました。そして、他の方々と少し違うところを申し上げますと、見ていて、海水浴の帰りに、アメリカがニシオさんに瓶を渡して開けたところのシーンが、「ホテルの墓みたいだな」と思って見ていたら、先ほど少しパンフレットを見させてもらったのですけれども、ホテルの墓をもオマージュしてるようなシーンがあるというように書いてありましたので、本当に日本のアニメーションに対しても非常に大きなリスペクトを持っていらっしゃるんだなということを感じまして、本当に良い作品だなと思いました。また、私も子供がいますから、子供と、2歳の子供なのですけれども、まだ理解できないと思いますけれども、小さい子供が見ても良いのではないかな、日本のジブリ作品のような形で見ていただいているものではないかと思しますので、対象区分等、事務局案で良いかなと思います。項目もそのままです。

2作品目なのですけれども、こちらも皆さんがおっしゃっているとおりで、これまで聴覚障害のある方々の作品が続いていますが、今回は、聴覚障害者の中でも、手話を使う方、人工内耳やその中間という3者、それぞれの立ち位置が微妙に違うのだということが、描かれていて、その中でもさらにその友情を育んでいくという作品になっていて、ちょっと主人公の名前、女の子の名前忘れちゃったけれども、彼女が普通になったのよなことを言った際に、手話の彼が、名前がすみません、色々と申し訳ないのですけれども、その誇りを持っているのだという話があり、更には、たぶん聴覚障害のある方の中でもそれだけの差があり、この作品を見るだろう青少年にとっては、更に大きな違いがあるということを改めて認識のできる、非常に優れた作品ではないかなと思います。対象区分等、事務局案で良いと思います。以上です。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 まず1作目ですけれども、途中、幻想的ともいえる場面があって、通常の映画との違いはありましたが、引き込まれていくものがありました。発達の遅い主人公が、人の優しさと思いやりで心を開いていくという様子、大人が過去の歴史に捕らわれてばかりではなく、今を生きることが大切だと、思わせる場面もあり、中には初めはうまくいっていなかった幼い兄と妹の関係が、いざという時に現れた兄が妹に向けた愛で、その2人が、ほぐれていくという、そういったあたたかい、日本の文化を取り入れたあたたかい映画でした。推奨でお願いいたします。理由と、それから案も、事務局案でよろしいと思います。

2番目ですけれども、この映画の中では、変わらない友情を軸に、聴者もろう者も相手を理解し思いやる気持ちの大切さに触れていました。ろう者が自分の考えや生き方を表すのに、手話が禁止されていた国やそういう時代があったということは初めて知りました。人工内耳装用の音声言語や読唇術で表現したり、手話で表現したり、それを併用して表現して、様々ではあるが、自分自身を分かってもらう方法を自由であっていいのだよ、というろう者からのメッセージの映画だと思いました。見る人がろう者の表現方法や、現状、それらを疑似体験できる良い内容だったと思います。推奨でお願いいたします。区分と理由も事務局案で結構です。以上です。

○会長 伊藤貴行委員、お願いします。

○伊藤貴行委員 まず1番目の作品ですけれども、推奨に賛成します。ベルギー人である主人公と、日本人の家政婦の交流から、国の違いを超えて理解し合うことの重要性を教えてください、作品の中で子供の成長や、家族の絆の大切さというのもよく描かれていたと思います。また、アニメーションの絵もきれいなので、子供たちも見やすいのではないかと思います。

2番目の作品ですけれども、こちらも推奨に賛成です。3人の若者がお互いを理解して、困難があってもそれを乗り越えて成長していく姿というのがよく描か

れていると思いますし、人と人とのコミュニケーションにとって、手話であろうと音声の言葉であろうと、相手を尊重し理解しようとする気持ちが、非常に大事なのだなということを教えてくれると思います。1番目、2番目についても対象区分、該当項目は事務局案で結構かと思います。以上です。

○会長 I 委員、お願いします。

○I 委員 1 作目ですが、2歳半の女の子、アメリの心の中と日々の生活、1960年代の日本での生活を描いており、優しい気持ちで見ることができました。私ぐらいの年の人間が見ると、すごい懐かしいなというような気持ちにもなりました。子供が見ても懐かしいという気持ちが湧いてくるかどうかは分かりませんが、日本のアニメと一風変わった、色使い等、大変綺麗ですので、子供たちにも受け入れてもらえるのではないかなと思います。推奨でお願いいたします。

「私たちの話し方」の方ですが、香港を舞台にした、ろう者3人の子供時代と成人してからの生き方を描いた作品で、3人の青春映画としても大変楽しく見ることができましたし、手話が禁止されていた時代が世界的にあったというようなことも後で調べて知ることもできました。そのような知識を得ることにも大変役立つ映画かと思います。推奨でお願いいたします。

両作品とも、推奨基準と対象区分は事務局案のとおりでよろしいと思います。以上です。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 1 作目です。1960年代の日本の文化や風景が、ベルギー人の少女の目を通して描かれているところから、美しいものに対する感性を磨くことが期待されるものだと思います。またニシオさんとのやりとり、また、家族とのやりとりから、人を慈しみ大切にすることを育てるものと感じました。また、歴史を踏まえて、それを人々の心の葛藤を描く、さらには、それを乗り越えて受け入れていく人々を描く。そこで、思考力や批判力、また、観察力を養うことが期待できるものと考えました。該当項目、対象区分ともに事務局案のとおりでお願いいたし

ます。

2作目ですが、こちらにも推奨に賛成いたします。3人のろう者がそれぞれ異なったコミュニケーションの方法を取って、それぞれ葛藤を抱えている、ということをご丁寧に描いていくことで、ろう者についての知識、また理解を深めていけるものかと思えます。また、3人がお互い反発をしたり共感をしたりしながら相手を認める、さらには、自分の道を探していく、そうして成長していく過程をとおして、思考力や批判力等が養われていくことも期待できると思えました。また、お互いに一時的に対立してしまったり、誤解が生じてしまったり等ありながらも、ずっとお互いを思い続けているという姿を描くことで、人を慈しみ大切に思う心を育てていけるものと思えました。該当項目、対象区分とも事務局案で良いかと思えます。以上です。

○会長 J委員、お願いします。

○J委員 まず、最初のアメリの方ですが、フランスのアニメということで、最初は非常に映像的に違和感があったのですが、見ているうちにベルギーの人気作家のアメリ・ノートンの独特の世界観に引き込まれていきました。家族と大好きな家政婦さんと一緒に、幸せに暮らしているアメリですが、その大好きな日本人家政婦さんとの別れが来たり、大好きな日本を離れなければいけないことを知らされたり、という3歳のアメリには過酷すぎる出来事が訪れますが、人生様々な現実を受け入れて生きていかねばならないことや、生きることの喜びについても描かれているこの不思議な魅力の作品、青少年には多くのことを学んでもらえるとても良い作品であると思えます。よって推奨でお願いします。対象区分、該当項目は事務局案でよろしいと思えます。

2作目の「私たちの話し方」ですが、こちらにも推奨でお願いします。聴覚障害の若者3人が心の悩みを抱えながらそれぞれ生き方やアイデンティティを模索して成長する姿を描いた作品で、ストーリー性もあって見応えがありました。一概に、聴覚障害といっても人それぞれであること、手話を用いる人もいれば、人工

内耳で聞き取ることを選択する人もいるなど、我々が普段深く考えることのないろう者の世界の現実を、生き生きと描いていました。多様性や自分らしさについて考えさせられる、こちらも良い作品だと思います。対象区分、該当項目、こちらも事務局案でよろしいかと思えます。以上です。

○会長 佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 まず1作品目、アメリの方ですけれども、こちらも皆様おっしゃっていたとおり、素晴らしい作品だと思えました。また、内容も素晴らしいだけでなく、映像も素晴らしいと思えましたし、日本人が通常見ている、私たちがよく目にするアニメ映画とまた違った表し方、表現ぶり、これもぜひ幅広い青少年の方に見ていただきたいと思えました。当初は、小学生、小学校低学年にこの歴史のことや、日本の過去を舞台にしているところなど、日本の文化をベースにしているのでは、その辺が伝わりきれぬのかと思いましたが、そういったことを抜きにして、いろいろなことをそれぞれの年齢でも感じるのではないかと考えたので、対象区分もこのままでいいのではないかと、最後に非常に思いました。ですので、事務局案どおりで推奨でお願いしたいと思えます。

それから2作品目ですけれども、こちらも前回の作品なども同じようなテーマだったというように思いながら見始めたのですが、見てるうちにどんどん引き込まれる、壮大な作品だなと思えました。子供の頃からのうまく対峙していたり、その中から伝わることも多くありましたので、ぜひ、見ていただきたい作品だと思えましたので、事務局案どおり、推奨でお願いしたいと思えます。以上です。

○会長 G委員、お願いします。

○G委員 1作品目『アメリと雨の物語』は見ることができませんでした。2作品目『私たちの話し方』について、意見を申し上げます。推奨に賛成いたしません。人工内耳の歴史が短いのは想像ができますが、手話自体も歴史が短く、なぜかと言いますと、障害のある子供が産まれると、家の恥だと言って外に出さない時代が長く続きました。そうした中で、手話というのは、ろう者同士のコミュニ

ケーションですが、そういった場面が無い、また、ろう者同士が出会ったとしても、当初のうちは、猿真似だ、ということで。「そんなこと辞めろ」と手話が禁じられていた時代もあり、実は手話というものの歴史は短いのでございます。そうした中で、今の時代では、手話もあるし人工内耳もある、ということなのですけれども。少し脱線をいたしますが、東京都にもいくつかろう学校がありますけれども、町田にあるライシャワー学園という学校は、人工内耳を中心として、少しでも聴力が残っていたらそれを最善に生かそうというそういったスタンスの学校です。もう一つ、対照的な学校が品川区に明晴学園があるのですけれども、こちらは手話にとにかく集中して成長させよう、ということで、そちらも二通りありまして、日本語対応手話と日本手話というものがありまして、日本語対応手話というのが、私が話しているような、「私は、このお茶を飲みます」という順番で行うのですけれども、日本手話については、説明が難しいのですけれども、「私、お茶、飲む」といったように、直感的に、ろう者が自分たちで生み出したような言葉の並びでございます。それは、私たち健常者からすると、とても学びにくいものではありませんが、学びにくい日本手話を明晴学園は採用していて、素晴らしいことに、明晴学園とライシャワー学園はそれぞれにお互いを尊敬し合っていて、私が一つの学校を見に行ったら、「あっちの学校を見に行ってください」とそれぞれの良さをリスペクトし合っていると、そういった学校でございました。都立の学校はその真ん中にあるということです。脱線はいたしましたけれども、様々な価値観がある、ということは、正義感や価値観がある、ということを学ぶ、ということにおいても良い映画だと思いましたので、『私たちの話し方』をぜひ推奨させていただきたいと思います。脱線をしてしまい失礼いたしました。

○会長 高島委員、お願いします。

○高島委員 まず1作品目、推奨でお願いしたいと思います。出だしは不思議な感じがしたのですけれども、見ているうちの映像の美しさに引き込まれて、自分

が忘れかけていた子供の頃の印象的なシーンを思い出すことができました。それから、本当に自分を受け止めてもらえているかどうかについて、人は産まれながらに無意識に自分の価値観を相手に押しつけてしまうことがあるものだ、ということ再認識することができました。どれだけ小さくとも、1人の人間として、押しつけられたものに反発するのは当然だというように思いました。相手そのものを受け止めることの大切さを実感することができました。対象区分と推奨理由につきましては、事務局案でお願いしたいと思えます。

2作品目につきましても、推奨でお願いいたします。自分らしく生きることの大切さを深く考えさせられた映画でした。聴覚に障害のある方の特有の悩みや苦しみが変わっていただけではなく、誰でも周りの人の価値観の影響を受け過ぎてしまうと、本当の自分を見失ってしまうことがあるということを理解することができました。エンディングロールの最後に出てくる2人の男の子ですが、非常にそれが象徴的でした。1人は自尊心が大切、もう1人は簡単な暮らし、そして自由が大切。それぞれ大切なものは違うけれども2人は手を繋ぎました。先ほどのお話があるように、それぞれを尊重し合っているのだな、と映画の中の主人公たちを上手く最後まとめてくれたのだなと思えました。自分に嘘をつかない、自分らしい生き方とはなにか、と子供も大人も考えることのできる映画だと感じました。対象区分と推奨理由につきましては、事務局案が良いと思えます。以上です。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 1作目の映画は推奨でお願いします。文化や国籍といったものを超えて、アメリカが成長していく姿を見ることは非常に重要であると考えております。また、生と死、こういったところに子供たちが触れるということも重要な機会であると思えます。またアメリカ自身が非常に独創的な、独特の感性を持っているということから、多様性や自主性、そういったものを子供たちが学ぶこともできるのではないかと思います。作品自体も非常に彩り豊かなアニメだなということ

感じまして、没入していくと言いますか、そういったところが非常にアニメの中でも感じられたとっております。対象区分に関しては、小学生低学年、少し難しいかなというところを感じましたが、あくまでも私の感想ということでお願いをしたいと思っております。

二つ目の映画ですけれども、こちらも推奨でお願いをしたいと思っております。コミュニケーションの多様性というものを非常に学ぶことができ、お互いのコミュニケーション手段へのリスペクトのようなものも感じられた映画でありました。私自身も、非常に勉強になったとっております。それぞれのコミュニケーションの獲得を通して、葛藤や生き様、こういったものを子供たちが学ぶことができることは非常に有益だと考えますので、事務局案どおり推奨ということでお願いします。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 まず2作品ともに推奨に賛成でございます。それから、推奨基準、対象区分ともに事務局案どおりで、2作品とも良いと思います。1作目の『アメリカと雨の物語』については、外国人から見た日本の風習が描かれておりますので、今の日本の子供たちにも、日本の古き良き文化が伝わる良い作品ではないかと思っておりますので、ぜひ推奨したいと思っております。

それから2作品目の『私たちの話し方』については障害の在り方によって、様々なコミュニケーションの取り方があるということ、子供たちにも知ってもらう良い機会になるのではないかと思いますので、ぜひ推奨したいと思っております。以上です。

○会長 C委員、お願いします。

○C委員 1作目の『アメリカと雨の物語』でございますけれども、主人公アメリカが内向的で不器用なところがあって、それでも自分なりの方法で人と関わっていく。目立たなくても自分の得意な形で社会とつながれば良いという多様性を尊重するメッセージにも、私自身受け取れました。そして、日本の文化や歴史につい

でも改めて触れることのもなりましたし、また、家政婦のニシオさんとの心温まる友情もありまして、文化やそういった国籍の違いも超えて、多様な人たちと共生していくというような、そういうことも学べると思いましたので、ぜひ推奨でお願いしたいと思います。対象区分と該当項目は、事務局案でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから2作目ですが、様々な推奨の御意見が、皆さんからありましたけれども、私もそう思ひますし、主人公たちのように、自分が生きてる道、また、暮らしている生活に行き詰まったときに、一度立ち止まって自分が進みたい道をまた考えれば良いというそうした原点に戻ると言ひますか、行き詰まったら立ち止まって考えていく、そういう考え方も、悩みが多い青少年の健全性には良い影響があるかなと思ひますので、ぜひこれも推奨でお願いをしたいと思ひます。該当項目、対象区分と該当項目は事務局案でよろしくお願ひいたします。以上です。

○会長 会長代理、お願ひします。

○会長代理 1番目、2番目とも推奨に賛成です。1番目については、既に委員の方々から様々な御意見があり、本当にそのとおりでなと思ひます。ただ、冒頭の難しさや、それから、戦争のこと、アメリカがニシオさんに連れられてお盆の灯籠流しに行き、それに対してカシマさんが叱責する場面など、なかなか小学校の低学年には少し難しいのかなと、そういった印象も持ったのですが、たくさんのいろいろなメッセージが込められた作品ですので、少しでも小さい子供にも感じ取ってもらえればそれで良いのかな、ということで、区分についても事務局案どおりで賛成です。

それから、2番目については、聴覚障害を扱った作品で、ここで取り上げることも多いのですけれども、特に、その聴覚障害ということを超えて、映画としても充実した面白さを感じられる作品でした。そして、人工内耳か手話、どちらが、といった話も私も知らなかった話なのですけれども、そのことによってよりこういった世界、聴覚障害の世界が身近にも感じられましたし、そこで葛藤する

若者たちの姿からも大変学ぶものがあったかと思います。対象区分も事務局案どおりで結構です。以上です。

○会長 ありがとうございます。本日、御欠席の委員から御意見が寄せられていますので、参考に御紹介をいたします。

1 作目、『アメリと雨の物語』について、日本製のアニメとは異なるタッチ、色彩で描かれており、感性を磨き、育てる映画だと思う。印象的だったのは、目の色が異なり、描き分けられている点。端午の節句や精霊流しなど日本文化に改めて接する機会となり、また戦争の歴史についても知ることに繋がると思う。推奨に賛成。対象区分は吹き替え版があるが内容がやや理解しにくいいため、小学校高学年から。該当項目は2号から6号まででお願いをします、という意見でした。

2 作目、『私たちの話し方』について、ろう者の若者3人の手話、口話による三者三様の話し方が描かれ、その1人1人異なる聞こえ方を再現して、難聴の方々の聞こえ方を映画という表現方法を通じて健常者が理解しやすく伝えている点が秀逸だと感じた。以前審議した『ホワイトハンドコーラス NIPPON～Brüder よろこびのウィーン～』以上に聴覚障害への理解が深まる映画だと思う。実は、以前の職場に複数の聴覚障害を持つ同僚たちがいた。今回の登場人物のように生まれつき難聴の人や、後から難聴になった人など1人1人異なっていた。この映画を見るまで彼らがどのような音の中で生活しているのか全く理解していなかったし、想像しようとしなかったことに気づき愕然とした。人工内耳大使にもなったソフィーが実はよく聞き取れずに大学や職場で孤立していく場面では、私自身も含め、健常者たちの理解のなさが聴覚障害のある人を孤立させてしまうことを思い知らされた。ソフィーが途切れ途切れの人工内耳の音の世界から手話によって本来の自分を取り戻して、いきいきと聴覚障害のある子供たちのために働く姿からも思考力、観察力が養われているように思う。自分とは異なる立場の人たちを思いやり、大切にすることを育てることに繋がる優れた映画として推奨に値

する映画だと思う。対象区分は小学校高学年から高校生、該当区分は、事務局案どおりという意見でございました。

私も、皆様と同じようにどちらの映画も非常に見応えがあり、子供たちにぜひ、見せたい、推奨したい映画だと感じました。

それでは、いただいた諮問に対する答申といたしましてですけれども、1 番目『アメリと雨の物語』につきまして、全員の委員が推奨するという御意見で、対象区分につきましては、2名の委員が、小学校低学年は少し難しいという御意見もありましたけれども、概ねの方が事務局案どおりということで、対象区分、該当は事務局案どおり。

それから、2 番目の『私たちの話し方』につきましては、全員の委員が推奨する、対象区分についても事務局案どおりということで答申をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。 それでは、審議が終わりまして、事務局から連絡事項でございますでしょうか。

○若年支援事業課長 それでは、資料の 21 ページをご覧くださいと思います。都民の申し出は 12 月処理分がメールによるものが 1 件ございました。8 条指定図書類の指定に関するもので、社会的弱者を扱った内容で、偏見につながるおそれ等があり、未成年の子供たちの目に触れないよう対応をとってほしいという内容の申し出でした。事務局におきまして当該図書類を確認したところ、一部の性的な行為に及ぶ内容が含まれているものでしたが、著しく性的感情を刺激するとはいえないものであったため、条例施行規則第 15 条の指定基準に該当するものとはまでは言えず、諮問には至らないと判断いたしました。

都民の申し出の 1 月処理分はメールによるものが 1 件ございました。8 条指定図書類の指定に関するもので、性行為と性器がはっきりと描かれている漫画作品が、出版物として紙媒体で販売されている。明らかに R 18 の内容であるにも関わらず、他の R 18 に該当しない作品と並んでいるのは問題だと思う、という内容の

申し出でした。この申し出では3誌の図書名を示されましたので、事務局におきまして当該図書類を確認したところ、性的な行為に及ぶ内容が含まれているものでしたが、著しく性的感情を刺激するとは言えないものであったため、条例施行規則第15条の指定基準に該当するものとはまでは言えず、諮問には至らないと判断いたしました。

続きまして、次回審議会に諮問予定の映画が1本ございます。作品名は『オールド・オーク』です。申請者は、株式会社ファインフィルムズ、試写会が2月25日の水曜日13時から、試写会場は港区にございます、キノフィルムズ試写室でございます。なお、原則として審査会は申請者等が報道関係者向けに開催する試写会と合わせて開催しているため、途中の入退場はできませんので御注意ください。DVDやオンラインでの視聴も対応可能でございます。詳細は委員の皆様へメールにて後日、御案内を送付させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。本日の調査審議事項について何か質問ありますか。

それでは、以上で調査審議事項は終了です。傍聴人の方々が再入室するため、調査・審議資料はしまってくださいよう、図書については事務局で回収をお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から説明をお願いします。

○若年支援事業課長 まず、本日の審議ですが、8条指定図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『アメリと雨の物語』及び『私たちの話し方』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申出は2件ございました。

8条指定図書の告示予定日は令和8年2月13日（金曜日）、推奨映画の公告予定日は令和8年2月18日（水曜日）、プレス発表は告示日前日の令和8年2月12日（木曜日）となります。告示日もしくは告示日の前日まで8条指定図書の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会について御案内いたします。メールでも御連絡いたしましたが、当初の令和8年3月9日から変更させていただき、令和8年3月10日火曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了といたします。お疲れ様でした。

（午後4時50分閉会）